

令和 4 年度 大腸菌群数の排水基準の見直しに係る検討会

設置要綱(案)

1. 設置の目的

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目環境基準」という。）については、化学的酸素要求量（COD）、全窒素等の 13 項目が定められている。このうち、大腸菌群数は、赤痢菌、コレラ菌等の水系感染症が混血動物のふん便を媒介に感染することから、ふん便汚染の汚濁の指標として用いられてきた。

しかしながら、大腸菌群数はふん便汚染の指標性が低いことが指摘されている。また、今日では、簡便な大腸菌の培養技術の確立により、平成 16 年 4 月に水道水質基準の大腸菌群数が大腸菌に見直され、また令和 4 年 4 月に生活環境項目環境基準の大腸菌群数が大腸菌数に見直された。

これらを踏まえ、排水基準の大腸菌群数の見直しについて検討するため、本検討会を設置する。

2. 構成

- (1) 検討会は、水環境及び専門技術に関する学識経験者等で構成する。
- (2) 検討会において特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

3. 検討事項

本検討会は、排水基準の大腸菌群数の大腸菌数への見直し及びその基準値案等の検討を行う。

4. 座長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。

5. 事務局

検討会の事務局は、環境省水・大気環境局水環境課において行う。

6. その他

本検討会は、原則として公開とする。